

# 売渡条件規約

(2026年4月)

## 1. 適用範囲

この売渡条件規約（以下、「一般取引条件」という。）は、テサテープ株式会社（以下、「tesa」という。）が販売する動産（以下、「本商品」という。）の販売に関する tesa と買主との間の現在および将来の法的関係全体に適用される。買主が本売渡規約に同意することをもって、買主と tesa との間の取引に本売渡規約が排他的に適用される。買主が本売渡規約と一致せず、ここから逸脱または変更を加えた取引条件を使用する場合において、tesa が当該不一致等の条件を明示的に否認しないときでも、当該不一致等の条件の適用は排除される。

## 2. 見積書の提示および個別取引契約の成立

- 2.1. tesa による見積書の提示は、法的拘束力を持たず、買主への注文書交付の誘引として理解されるべきものとする。tesa が買主の発注に対して注文請書を交付したときに、個別の売買契約（以下「個別契約」という。）は成立し、個別契約の内容は注文請書および本売渡規約によってのみ定められるものとする。口頭での合意または約束が有効になるには tesa の書面による確認を必要とする。買主の発注書を受領してから3営業日以内に当該発注に対する tesa からの諾否がない場合、発注書記載の通りの個別契約が成立する。
- 2.2. tesa の注文請書が元の注文書と重要な内容が逸脱している場合、tesa の注文請書は買主への新たな注文とみなされ、買主がこれを承諾した場合、tesa による注文請書記載の通りの個別契約が成立する。この場合、商法509条2項の擬制は適用されない。

## 3. 納期および納品日

- 3.1. 買主の注文書に記載されている納品日および納期が拘束力を持つのは、それらを tesa が書面または文章で確認し、かつ買主が、適時に納品の履行に要求される全ての情報、品質の仕様、承認された設計図、文書、許可・認可事項を tesa に通知または提供し、かつ合意された条件に従って交渉後の前払金を支払った場合に限るものとする。交渉期間は、個別契約の成立日に開始される。その後注文が追加または増加された場合、同期間はこれに応じて延長されるものとする。
- 3.2. 予測不可能で、不可避かつ tesa による影響の範囲外であり、tesa が責任を負わない事由（天変地異、戦争、テロ行為、疫病、自然災害、ストライキ、ロックアウト、工場および施設の占拠、政府の措置、エネルギー

ー・物資または原材料の不足、火災および爆発による損傷、輸送および運転上の問題、統治行為（合法か違法かを問わない）または同様の事由）（以下「不可抗力事由」という。）がある場合、tesa はかかる不可抗力事由が継続する期間中、商品またはサービスを適適時に納品する義務等本売渡規約または個別契約から生ずる義務を免責されるものとする。尚、交渉期間は、かかる出来事の期間に応じて延長されるものとする。買主には、不可抗力事由の発生および終了について適切な方法で通知されるものとする。tesa は、第三者から交換品または代替品を調達する義務を負わない。不可抗力事由の終了が予見できないか、2か月以上続く場合、各当事者は、不可抗力事由により履行に影響を生じた納品の範囲にかかる個別契約を解除することができる。

- 3.3. tesa がサプライヤーから原材料および外注部品を調達する本商品の納品に関する tesa の納品義務は、かかるサプライヤーによる tesa への適時かつ正確な納品を前提条件とする。
- 3.4. tesa による納品が遅延する場合、買主は、遅延の責任が tesa に帰すものであり、買主が定めた妥当な納期を過ぎた場合にのみ、個別契約を解除することができる。
- 3.5. 買主が受け入れを履行しない場合、または買主側で義務を負うべき協力的行為の違反もしくはその他の行為がある場合、tesa は、以後、履行遅滞の責任を負わず、買主のリスクおよび費用負担で本商品を保管することができるものとし、合理的期間経過後に、相当する個別契約を解除することができる。買主は当該解除により被った損害を tesa に請求することはできない。
- 3.6. tesa は、(i)契約の目的の範囲内で買主が部分納品を利用できること、(ii)注文された本商品の残りの納品が確保されていること、かつ(iii)買主が相当な追加の労力または費用を負担しないことを条件として、分納を行うことができる。
- 3.7. tesa が本売渡規約の第4条に従って納品費用を負担する限り、tesa は航空貨物または同等の迅速な輸送手段による本商品を納品する義務を負わない。

## 売渡条件規約

(2026年4月)

### 4. 最低注文金額・数量、出荷、梱包、リスクの移転

- 4.1. tesa は、正味 20,000 円の最低注文金額未満の注文は受諾しない。前記最低注文金額の条件を満たし、かつ第 2 条第 1 項または第 2 条第 2 項に基づく注文があった場合に限り、tesa は運送・出荷費用を負担するものとする。買主が注文の最低金額に従わないにも拘わらず例外としてかかる注文を tesa が受諾し、本商品が納品された場合、買主は注文あたり 1200 円の手数料を請求される。納品番号ごとの最低注文数量は 1 パッケージ単位とする。注文の最低金額が満たされている場合でも、最低注文数量に満たない数量の注文は受諾されないものとする。
- 4.2. 本商品は、それぞれ通常の tesa パッケージでの引渡しにより出荷されるものとする。
- 4.3. 偶発的な損失および偶発的な劣化のリスクは、本商品の所持が輸送会社に引渡された時点、または自らが出荷して本商品を受け取る場合は買主に引渡した時点で、買主に移転するものとする。買主の責に帰すべき理由で所持物の引渡しまたは出荷が遅延する場合、リスクは出荷される本商品の在庫通知日に買主に移転されるものとする。
- 4.4. 必要な場合、買主は仕向国への輸入に対し本商品を通関させ、該当する輸入税を支払い、対応する輸入手続きを完了する義務を負う。
- 4.5. 4.1 で tesa が負担する費用は、tesa パッケージにて、通常の出荷・運送にかかる費用をいう。買主の都合で、これを超える役務（以下「付帯役務」という。）の提供を必要とする場合、tesa はその物的・人的費用を顧客に請求する権利を有する。
- 4.6. 4.5 の「付帯役務」とは、通常の梱包、出荷、運送にかかる作業以外の一切を指し、再積み、再梱包、特定のラベリング、特定の時間枠内での配送、締め切り時間を超過した注文の受け入れ等を含むがこれに限定されない。

### 5. 価格および支払条件

- 5.1. 5.1. 全ての個別契約は、両当事者間で別段の合意がない限り、注文書の受諾日に適用される価格と値引きレートに基づく。
- 5.2. 全ての tesa 価格は円建てとし、かつ適用される消費税の控除後の正味価格とする。両当事者間でこれに反する合

意がない場合、追加の税金は買主が負担するものとする。具体的には、tesa がインボイスを発行する国の全ての VAT または同様の税金に適用される。かかる税金は、法で定める該当金額で請求され、これに応じて支払われるものとする。EU 域外への納品の場合、買主は、インボイスの日付から 20 営業日以内に該当する輸出申告書の証明を tesa に提出しなければならない。この証明が提出されない場合、tesa は後で VAT または消費税を請求する権利を有する。

- 5.3. tesa は、第 3 条第 6 項に定める要件を満たして分納した場合、分納に対して部分的なインボイスを発行することができる。
- 5.4. 各インボイスに対し、買主は受領後 14 日以内に何らの控除なしで全額を支払わなければならない。ただし、tesa の注文請書でこれに反する内容が決定される場合はこの限りでない。支払期限満了時に支払われない場合、何らの手続を要することなく買主は債務不履行に陥るものとする。買主による支払いは、tesa がかかる支払代金を受領したときに履行したと見なされる。
- 5.5. 5.5. 買主が支払いについて債務不履行に陥る場合、tesa は法定利率に基づく利息を要求することができる。利息の請求は損害賠償請求権その他の権利に影響を及ぼさない。
- 5.6. 5.6. 買主は、自己の反対請求が疑う余地がないほど正当な場合、またはそれが法的手続において最終かつ確定的であるものとされている場合、または納品された同じ個別契約に起因する場合に限り、tesa に対する債務を反対請求と相当額で相殺し、または支払い請求を拒否する権利を有するものとする。
- 5.7. 5.7. 個別契約の締結後、tesa が買主側の支払い能力の欠如のリスクに気付いた場合、tesa は前払いまたは支払いがその他の方法により担保される個別契約に対してのみ未決済の納品を実行する権利を有するものとする。妥当な猶予期間が満了しても前払いまたはその他の担保が提供されない場合、tesa はそれらが提供されるまで納品を停止し、または個々の個別契約もしくは影響を受けるすべての個別契約の全部または一部を解除することができる。この場合、tesa はさらなる権利を主張する権利を保持するものとする。

## 売渡条件規約

(2026年4月)

### 6. 所有権の留保

- 6.1. 本商品は、買主との取引関係に基づき tesa からの請求額の全額が支払われるまで、tesa が所有権を維持するものとする。
- 6.2. 当座勘定の場合、留保された権原は、未払残高に対する tesa の請求権の担保と見なされるものとする。
- 6.3. 買主は、通常の商取引の過程で、所有権留保の対象となる本商品（以下、「留保商品」という。）を販売することができる。買主は、本売渡規約において本商品の転売に基づく第三者への代金支払い請求権を tesa に譲渡し、tesa はかかる譲渡を受け入れる。買主は tesa から要求がある場合、譲渡債権の債務者に対し、前記譲渡の事実を通知する。買主は、tesa が自ら譲渡された債権の回収を実行する意思を表示しない限り、自己の名義で譲渡された tesa のための代金支払請求額を委託されて回収することができる。買主が tesa への支払い等の主要な義務を履行しない場合、tesa は本商品を再販する許可および資格を取り消すことができる。許可が取り消された場合、tesa は譲渡された代金債権を自ら回収することができる。買主は、留保商品を担保として差し入れたり、担保としての権原を譲渡したり、その他 tesa の所有権を脅かす恐れのある処分をすることはできない。買主が、処理または変更後、または他の商品との結合もしくは化合により、または他の商品と抱き合わせで留保商品を販売する場合、請求権の譲渡は、両当事者間で合意された価格に相当する部分の金額に当該価格の 10%の担保マージンを乗せた金額について本条が適用されるものと見なされる。
- 6.4. 買主は、留保商品に関する、または本売渡規約に基づいて tesa に譲渡された請求権に関する、全ての要求された情報を常に tesa に提供するものとする。留保商品に対する第三者による介入または要求は、関係書類を添えて、直ちに買主が tesa に報告しなければならない。買主は、同時に tesa の所有権の留保を第三者に通知するものとする。かかる介入および要求に対する防御費用は、買主が負担するものとする。
- 6.5. 買主は、所有権留保期間中、可能な限り、留保商品に tesa の所有物として個々にラベルを貼るなどして、留保商品が tesa の所有にかかるとして明認する義務を負う。
- 6.6. 担保の実現可能価格が、担保される tesa の全体的な請求額の 10%を超える場合、買主は、この超えた範囲で所有権留保の免除を要求することができる。

- 6.7. 買主が支払義務等、tesa に関連する主要義務を履行しない場合、tesa は、法令に従って個別契約を解除することができる。tesa が個別契約を解除する場合、tesa は対応する留保商品を取り戻し、または期限が到来した債権を充足させる目的で担保権を行使することができる。留保商品の引渡しの請求がある場合、買主は直ちに tesa または tesa の正規の代理人に留保商品の入手を許可し、留保商品を引渡すものとする。

### 7. 品質、欠陥時の買主の権利、検査および苦情の義務

- 7.1. 合意された本商品の品質は、標準 tesa 商品説明書または商品指定書に記載される、両当事者間で策定された本商品の特性、機能、およびパフォーマンス特性に関する特定の合意書（以下、「品質合意書」という。）によってのみ評価されるものとする。ただし、品質合意書が拘束力のない内容（例：平均値）を明示的に言及する場合は除く。tesa は、買主が意図する特定用途に対する本商品の適合性について、一切保証しないものとする。品質合意書に準拠する本商品が特定用途およびその使用の性質に適しているかどうかの判断は、買主が単独で責任を負う。
- 7.2. 買主が草案し、提示した品質の説明、設計図、スケッチ、図面等（以下、「品質仕様」という。）に従って本商品を製造する場合、品質はこれらの提示された品質仕様および両当事者が実行する可能性のある品質に関するその他の合意に従ってのみ評価されるものとする。買主が提示した品質仕様に基づく本商品の特性は材料欠陥を構成しないため、買主はこの点に関して tesa に対する保証を要求する権利を有しない。特に、買主は、草案し、tesa に配布し、買主が提示した全ての品質仕様並びにその補足文書の正確性および実現可能性について単独で責任を負う。
- 7.3. tesa が買主に提供するカタログ、価格表、その他の情報資料の情報、並びに商品説明情報は、いかなる場合でも、本商品の特定の品質または耐久性を保証するものではない。品質または耐久性の保証は、書面で明示的に合意されなければならない。

## 売渡条件規約

(2026年4月)

- 7.4. 注文数量から最大 10%の範囲内での数量および重量の不一致は契約不適合とはみなされない。本商品によって引き起こされる品質／特性の通常の取引上の不一致も同様とする。
- 7.5. 買主は本商品の納品後ただちに種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がないか検査するものとする（以下「検収」という。）。買主は、納品時に本商品の外見上の損害または損傷がある場合、これを運送業者に通知するものとし、数量の過不足については tesa に通知する。本商品の契約不適合については、納品から 6 カ月以内にインボイスまたは注文番号を記載して書面による通知をなさなければならず、当該期間内に tesa が通知を受領しなかった場合、納品された本商品は検収に合格したとみなされ、tesa は以後、契約不適合にかかる責任を負わない。
- 7.6. 個別の欠陥が通知された場合、tesa は該当する本商品を検査し、試験する権利を有するものとする。買主は、tesa に検査の時間と機会を与えるものとする。tesa は、買主に、該当する本商品を tesa の費用負担で tesa に送るよう要求することができる。
- 7.7. tesa は、契約不適合について、自己の裁量で、不適合の修補、代替品の納品、または代金の減額のいずれかの方法によって、履行を追究するものとする（以下、上記を合わせて「追加履行」という。）。
- 7.8. 追加履行に必要な輸送、旅費、労働および資材の費用は、tesa が負担するものとする。契約不適合の通知が不当であることが判明し、買主が故意または重大な過失によって通知を提出したときになされた指示に従わなかった場合、買主は、この状況で発生した全ての費用および損害（たとえば、旅費および送料）について tesa に補償する義務を負う。
- 7.9. 追加履行が実行不能な場合、契約の性質または当事者の意思表示により特定の日時または期間内に履行がなされなければ目的を達成することができない場合において、追加履行がなされないままその時期を経過した場合、若しくはこれを催告しても追加履行が実行される見込みがないことが明らかである場合、または tesa が追加履行を明確に拒否した場合、買主は、自己の裁量で、個別契約を解除し、または第 8 条に従い、もしくは自己の負担費用の補償に基づいて、購入価格の減額、および損害賠償を請求することができる。
- 7.10. 契約不適合に基づく tesa の責任期間は、本商品を納入

した時点から 6 か月とする。

### 8. 責任および損害賠償

- 8.1. 本売渡規約または個別契約の違反に対する tesa の損害賠償責任は、予測可能な通常損害であって、かつ現実に生じた損害に対する金額に限定される。
- 8.2. tesa は、軽微な過失に基づく本売渡規約または個別契約の違反に対して責任を負わない。
- 8.3. 上述の責任の制限は、法令により責任の限定が認められない場合は適用対象外とする。
- 8.4. 買主は、請求する損害の証拠を tesa に提供する義務を負う。買主の約定条件に規定されている約定上の罰則および／または一括損害賠償は適用されないものとする（本売渡規約第 1 条を参照）。

### 9. 買主の補償義務

買主が本商品を転売する場合、第三者による製造物責任の請求またはその他の請求について、内部関係の範囲内で tesa を補償するものとする。ただし、tesa は当該責任を生じさせた（重大な）欠陥について責任を負うものとする。

### 10. 所有権および知的財産権

- 10.1. tesa は、予定された意図および契約の趣旨に基づく本商品の使用が、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（以下「知的財産権」という。）を侵害しないよう万全の注意を払う。

## 売渡条件規約

(2026年4月)

- 10.2. これにも拘わらず、買主が、予定された意図および契約の趣旨に従って本商品を使用することにより法的に有効と認められる第三者の知的財産権を侵害したまたはそのおそれがあることが判明した場合、tesa は、自己の費用負担で買主に対し本商品を引き続き使用する権利を確保し、または第三者の知的財産権を侵害しないように買主にとって妥当な方法で本商品の仕様を変更するものとする。これが経済的に妥当な条件で、または妥当な期間内に不可能な場合、買主と tesa はそれぞれ本売渡規約に基づく契約または個別契約を解除することができる。また、tesa は、第 8 条の範囲内で、争いのないまたは法的に提起された第三者の請求について買主を補償するものとする。
- 10.3. 買主は、本商品の使用に起因して第三者から知的財産権にかかる請求がなされた場合、または第三者が買主の権限について調査を開始した場合、遅滞なく tesa に通知する義務を負う。契約の趣旨に沿った本商品の使用が第三者の権利を侵害する懸念があることに買主が気付いた場合も同様とする。これらの場合、tesa は成立した個別契約を解除する権利を有するものとする。また、tesa が成立した個別契約を履行することにより第三者の権利を自らが侵害する恐れがある場合、tesa は当該個別契約を解除する権利を有するものとする。これらの解除に基づいて買主に生じた損害を tesa は賠償する義務を負わない。
- 10.4. 10.4.第 10 条第 3 項に定める事情により第三者が買主に対して法律上の請求をした場合、tesa は、第三者に関連するかかる請求の防御において、買主を最大限に支援するものとする。但し、買主が第三者に対して tesa の不利益となるようないかなる行為をしていないことを条件とする。
- 11. 買主の試験方法**
- 買主または買主の顧客の試験方法の費用は、tesa の事前の明示的な承認がある場合に限り、tesa が補償するものとする。
- 12. 一般条項および行動規範**
- 12.1. 買主は、tesa の書面による同意を得ずに、金銭債権を除き、tesa に対する債権を第三者に譲渡することはできない。
- 12.2. 両当事者間の契約上の合意、並びに／または本売渡規約および副次的な合意の変更および修正は、書面によらなければならない。これは、当該書面によるとの条件を変更する場合も適用される。
- 12.3. 本売渡規約で要求される書面には、ファックスまたは電子メールによる文書も含まれる。
- 12.4. 両当事者間の契約上の合意の条項および／または本売渡規約が完全にもしくは部分的に無効である場合、残りの条項の有効性に影響を与えないものとする。この場合、両当事者は、無効な条項を、無効な条項の商業上の意図に最も近い有効な条項に置き換えることを約束する。
- 12.5. 全ての相互の履行場所は、tesa の本店所在地とする。
- 12.6. 本商品の取引、本売渡規約およびそれに基づく個別契約に関連する全ての紛争の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。
- 12.7. 買主及び tesa との間の本商品に関する取引、本売渡規約および個別契約は日本法を準拠法とし、国際物品売買契約に関する国連条約 (CISG、または国際物品売買契約) の適用は除外される。
- 12.8. 買主は、tesa 行動規範の基本原則を遵守することを約束する。これは、行動規範 (tesa.com で入手可能) を参照。

**留意事項:** tesa®商品の品質は、可能な限り最高のレベルで継続的にテストされているため、厳格な管理を受けています。全ての情報および推奨事項は、tesa の実際の経験に基づいた最高の知見に基づいて提供されます。これにもかかわらず、tesa は、tesa と買主の間で、書面で明示的に合意されていない特定の目的に対する tesa®商品の適合性について、明示的または黙示的な保証を一切引き受けません。このため、買主自身が、tesa®商品が特定の目的および買主の使用タイプに適しているかどうかを判断する